

【参考】

医師の医学的所見における「告示で定める状態」

対象外種目	状態像
特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者 1 日常的に起き上がりが困難な者 2 日常的に寝返りが困難な者
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者
認知症老人徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 1 意志の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 2 移動において全介助を必要としない者

事例類型別の状態像の例

事例類型	状態像の例
i 頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON・OFF 現象」によって、頻繁に寝返りや起き上がりが困難となる。
ii 急性増悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。
iii 重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地より回避する必要がある。
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。
	嚥下障害による誤嚥性肺炎を回避する必要がある。